

屋外広告物の規制について

【禁止地域】

適用除外を除き、屋外広告物を表示し、又は掲出してはならない地域又は場所。第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、伝統的建造物群保存地区、史跡、保安林のほか、市長が告示を行った路線沿い両側500メートルの地域で、当該路線から展望できる場所。

【許可地域】

適用除外を除き、屋外広告物を表示し、又は掲出する際に許可が必要な地域又は場所。許可の基準によって、第1種許可地域、第2種許可地域、指定地域を定める。禁止地域を除く市内全域。

＜第1種許可地域＞

禁止地域、第2種許可地域を除く市内全域。

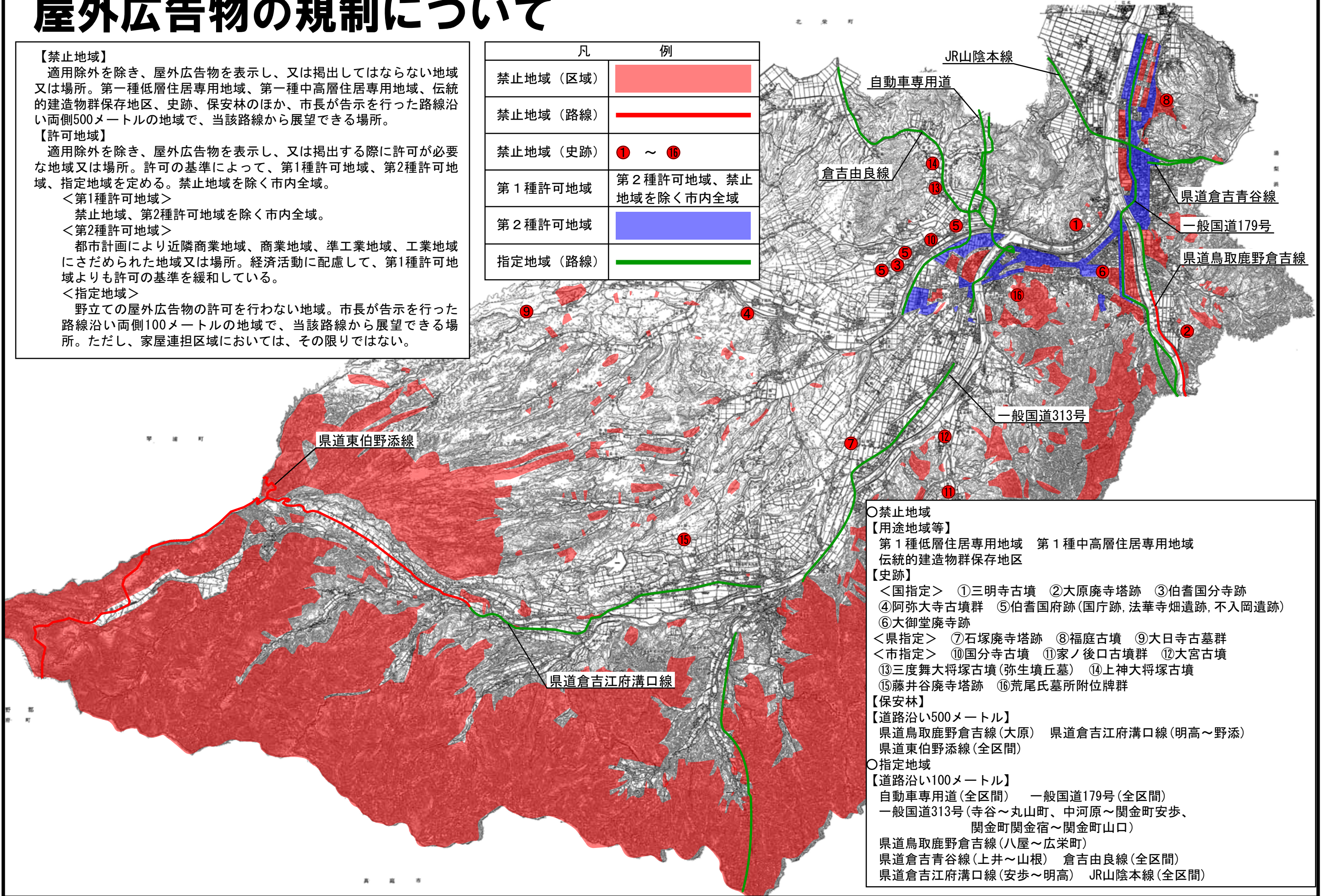
＜第2種許可地域＞

都市計画により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域にさだめられた地域又は場所。経済活動に配慮して、第1種許可地域よりも許可の基準を緩和している。

＜指定地域＞

野立ての屋外広告物の許可を行わない地域。市長が告示を行った路線沿い両側100メートルの地域で、当該路線から展望できる場所。ただし、家屋連担区域においては、その限りではない。

凡	例
禁止地域（区域）	
禁止地域（路線）	
禁止地域（史跡）	① ～ ⑯
第1種許可地域	第2種許可地域、禁止地域を除く市内全域
第2種許可地域	
指定地域（路線）	



- 禁止地域
- 【用途地域等】
 - 第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域
 - 伝統的建造物群保存地区
- 【史跡】
 - ＜国指定＞ ① 三明寺古墳 ② 大原廃寺塔跡 ③ 伯耆国分寺跡
 - ④ 阿弥大寺古墳群 ⑤ 伯耆国府跡(国庁跡、法華寺畑遺跡、不入岡遺跡)
 - ⑥ 大御堂廃寺跡
 - ＜県指定＞ ⑦ 石塚廃寺塔跡 ⑧ 福庭古墳 ⑨ 大日寺古墓群
 - ＜市指定＞ ⑩ 国分寺古墳 ⑪ 家ノ後口古墳群 ⑫ 大宮古墳
 - ⑬ 三度舞大將塚古墳(弥生墳丘墓) ⑭ 上神大將塚古墳
 - ⑮ 藤井谷廃寺塔跡 ⑯ 荒尾氏墓所附位牌群
- 【保安林】
- 【道路沿い500メートル】
 - 県道鳥取鹿野倉吉線(大原) 県道倉吉江府溝口線(明高～野添)
 - 県道東伯野添線(全区間)
- 指定地域
- 【道路沿い100メートル】
 - 自動車専用道(全区間) 一般国道179号(全区間)
 - 一般国道313号(寺谷～丸山町、中河原～関金町安歩、関金町関金宿～関金町山口)
 - 県道鳥取鹿野倉吉線(八屋～広栄町)
 - 県道倉吉青谷線(上井～山根) 倉吉由良線(全区間)
 - 県道倉吉江府溝口線(安歩～明高) JR山陰本線(全区間)